

「託送料金変更認可決定取消訴訟」第3回口頭弁論後の記者会見

(文字起こし)

日 時：2021年7月5日（月） 11：50～12：55

場 所：福岡県弁護士会館 3階301会議室

進行：本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただいまより「託送料金認可取消請求訴訟」第3回口頭弁論期日に関する記者会見を開催いたします。本日の進行役を務めさせていただきますグリーンコープでんきの小笠原と申します。よろしくお願いいたします。

まずお手元の資料をご確認いただけますでしょうか。頭書きが付いておりますけれど、「第1準備書面」「第2準備書面」「第3準備書面」、原告代理人弁護士の第3回口頭弁論における意見陳述のスライドを印刷したもの。それから原告側からの「準備書面1」、あとグリーンコープでんきのチラシ関係と託送料金訴訟を支える会の賛助会員の募集チラシ、託送料金訴訟ニュースの計8点になっております。もし不足等ございましたら、お申し出いただきますようお願いいたします。

なお、今日報道関係者の方が見えていらっしゃると思います。お知らせがございますので、本日この会場に来られなかったグリーンコープ関係者はZ o o mでのご参加となっております。記者会見は動画撮影を行いますので、その様子を記者会見報告としてグリーンコープのホームページにアップする予定です。質疑応答に関しましては、後日、社名、お名前等は公開しないという形で文字起こしデータを掲載させていただきます。以上ご了承くださいますようお願いいたします。

続いて、会見団をご紹介します。まず弁護団長小島弁護士、弁護団の馬場弁護士、篠木弁護士、北古賀弁護士、グリーンコープ共同体の東原常務理事、熊野代表理事、三原理事です。東原常務理事から一言お詫びがあるということです。よろしくお願いいたします。

東原：共同体の東原と言います。いままでは裁判所内で資料の説明を毎回していて注意を受けたことはなかったんですが、今日はちょっと人数も多くて、集会っぽく見えたようで、裁判所のほうから注意をいただきまして、皆さんに大変不快な思いをさせてしまい失礼しました。次回ちょっとやり方を考えたいと思いますので、ご了承ください。裁判所のほうには口頭でお詫びを先ほどしましたのでご報告します。

進行：ありがとうございます。では、代理人から本日の期日の報告を致します。

東原：よかったら熊野代表理事からのご挨拶を。

進行：失礼いたしました。熊野代表理事、ご挨拶をお願いします。

熊野：皆さんこんにちは。グリーンコープ共同体で代表理事をさせていただいています熊野と申します。この度の託送料金認可取消請求訴訟で組合員を代表して原告代表をさせていただいています。第一回期日のところでは意見陳述をさせていただきました。第二回期日のところは欠席させていただいたのですが、今日第三回期日には出

席をさせていただいて、こんなにたくさんの皆さんに支えていただいている訴訟なのだなということを改めて感じています。今日はいろいろおさらいをしながら感想などを共有できたらと思いますので、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

進行：ありがとうございました。では本日の期日のご報告を小島弁護士からよろしいでしょうか。

小島：私の方からは簡単に今日は何をしたかということを説明させていただきます。意見陳述した中身については馬場弁護士のほうからお話させていただきたいと思います。それからその後、簡単に原告適格の今何が話題になっているかということも後で私のほうからご説明させていただきます。

まず、今日の陳述ですが、原告側からは、被告側が前回出したこの賠償負担金と廃炉円滑化負担金を徴収するというのが違法ではないという主張に対して、その主張がいかにも間違っているかという準備書面を出しました。原告側が出した書面は被告が言っている賠償負担金や廃炉円滑化負担金を課すことが間違っていないという、前回出した「第1準備書面」に対する主張ということになります。それからもう一つ、今回被告側が出したのは、前回裁判所のほうから原告適格について平成25年（2013年）の最高裁の判決を前提にすれば、原告適格について争う必要はないのではないかということを遠回しに言ったのですけれど、その点（原告適格）についての主張を被告側の「第3準備書面」として出したという次第です。

また、今日行われた期日は口頭弁論期日ということになっています。口頭で弁論をする期日ということになっているのですが、日本の裁判所では口頭での弁論というのはほとんどなくて、事前に出した書面を、この書面の内容の通りであると言えれば口頭弁論したことになる。多分、通常だと普通の口頭弁論期日を見ても、「一体何をやっているんだろうな」と、弁護士が一言ちょっとつぶやいたと思ったら、「終わっちゃいました」と言われて、何がどう終わったんですかという感じになると思うんですけど、実は口頭弁論期日というのは、事前にも期日の2週間前くらいに出した書面を見て間違いはありませんということを確認する期日になっているんです。これだと口頭弁論期日という名前を変えて、従前に出した書面を確認する期日にすればいいと思うんですが。それが現実です。これでは、本来で言うと口頭弁論期日が必要とされている制度の主旨に沿わないと思うので、今回馬場弁護士に言ってもらったような形での意見陳述という形で準備書面の内容を口頭で説明することを行っています。

何故このような制度となっているのかというと、口頭でやり取りしたほうが双方の理解に資するという側面と、もう一つは憲法上の要請として裁判は公開でなされなければいけないという大原則があるわけです。なぜ裁判が公開かというと、裁判を公開することによって裁判過程において不正が行われるのを防ぐ。どういうことが言われているのか、それを傍聴している人、もしくは一般国民の目にも触れて、一般国民の目に触れれば、おかしい裁判は行われにくくなるはずだという前提で、裁判の公開、これは憲法に書いてあります。裁判を公開とするというのは判決を公開で言い合えばよいということではなくて、審議の過程も原則として公開しなければいけないということになっているんですね。その大原則から言えば、口頭弁論期日

というのは本来であれば、口頭で意見を言うというものなんです。実際問題で言いますと、日本ではこうなのですが、ドイツとかアメリカでは実際に普通に口頭で弁論をします。なぜか日本だけです。日本の制度というのは基本的にドイツの制度を真似てつくって、戦後アメリカの主義が少し入って2つのミックスだと思うんですが、2つの国ではどちらも口頭弁論をやっているんですけど、何故か日本は書面が大好きで書面だけでやっちゃう。口頭弁論の活性化ということが民事訴訟法の改正ということで何回か行われたんです。最近で言うと1997年、98年くらいに民事訴訟法の大改正があって、そこでそういう意見交換を活性化するようなことをやりましょうというふうに言っていたんです。しかし、その後5年くらいはそういう意識が少しあるんですけども、大体10年くらい経つと元に戻って行って、それから25年くらい経ちますから、もうどこかに消えてしまっているんです。でもこれではよくないということで、代理人が意見陳述をやらせていただいているということになります。ですから、皆さんからすると、裁判に行って、弁護士が意見を述べているというのは、多分この裁判以外に裁判を傍聴するという機会はないと思うので、こういうものだと思われていると思いますが、日本の裁判の99パーセントはこういうのではない。わずか1パーセントの裁判だけこういうふうにちゃんと弁論が行われている。被告は何も言わないでしょ。今日ちょっと原告適格で促したらちょこちょこっと何か言いましたけど、ほとんど何も言わないというのはそういう流れの中で行われている仕組みなんですね。これが良いかどうかというのはあります。あんまり僕が話していると長くなっちゃうので、僕の話はそれぐらいにして、馬場弁護士から今日どのような話をしたかということの報告をしていきたいと思います。

馬場：引き続き馬場のほうからご説明します。座って説明させていただきます。今日お配りしたスライド資料を見ながら説明していきます。この期日に先だって私どもは「準備書面1」というものを裁判所に提出しておりますけれども、それを口頭で説明したもの、パワーポイントの形でこれを説明用資料としてお配りしたものが意見陳述になります。だから準備書面の内容については、今日意見陳述でしゃべったようなことが書いてあるんだなというふうに思ってください。ただ結構、専門用語、難解な言葉遣いが多くて、皆さん、私の意見陳述を聴いていてもちょっとよく分からないというところは多々あったかもしれません。あまりにかみ砕いてしまうと裁判には相応しくないかなということで、難しい言葉も使わせてもらいました。これから、この集会で簡単にどんなことを話したかということをつかりやすく説明していきます。スライドを見ながらお話を聞いてください。

スライド1番から24番まで数字を振ってありますけれど、**スライド1**が表題ですね。**スライド2**、ここは裁量について説明しています。被告の国のほうなんですけれど、国が託送料金の原価に何を含ませるかということは専門技術的なものになるので、これを原価としていいんだよというのは経済産業大臣に裁量がありますよ、経済産業大臣に権限がありますよ、そういうような主張をしている。だけどそれに対して反論をしていて、よくよく考えてみると原価に何を含めてよいのかということですけど、営業費というのは営業するために必要な費用、報酬というのは会社

の報酬、控除収益というのもあらかじめ定められているもので、全て概念が明確なので、どういう費用を原価に加えていいんですか、というものは全て決まっているんです。なので、何を含めていいのかというのは、別に経済産業大臣が判断できるものではなく、概念的に決まっているものなので、そこに経済産業大臣の裁量なんか無いんじゃないですか、ということを説明しているのがこの**スライド2**です。

スライド3以降というのは、原価について被告の主張がちょっと違うんじゃないですかということを主張している。被告は元々何でもかんでも営業費に入れていいんです、というような主張をしている。だけど元々、総括原価方式を取られていたことについて言えば、発電と送配電と小売というのは、元々は一つの電力会社が全てまとめて行っていたという実体がありますけれど、2016年4月の電力小売の全面自由化によって、電気事業者というのは、発電と送配電と小売の3つに分けられるようになった。そして小売と発電については競争促進して電気をできる限り安くしましょうね、というような目的で電力自由化されていった。他方、それと異なって一般送配電事業というのは、やっぱり電気を送らなければいけないので、インフラ的な要素が非常に強い。なので、この一般送配電事業というのは、小売や発電とは異なって、ここに掛かる費用というのは送配電に必要なものだけしか入れちゃいけないんです。そういうふうに変わっていったはずなんです。例えば、一般送配電事業の中に発電事業のお金が含まれる、もしくは小売に必要な費用が含まれるというようになってしまうと、その境目がなくなってしまうので、小売とか発電を自由競争にした意味がなくなっちゃいます。何でもかんでも一般送配電事業に入れちゃえばいいということになってしまうので。そういう、発電・小売を電力自由化させて、自由競争させたということは一般送配電については小売とか発電費用を含めてはいけませんと、一般送配電についてはその事業を行うための費用しか入れてはいけないはずなんです。それ以外の余分な費用は含まれてはいけませんよ、少なくとも全面自由化以降はそうように考えるのが当然なんですね。ただ被告のほうは、そうではなく、一般送配電事業の中にも託送料金には何でもかんでも入れていいというような主張をしているので、電力の全面自由化になった経緯からすると、余分なものを含めちゃいけないと考えるのが自然なのに、国はそういう認識がなくて、自由化後も何でもかんでも入れていいんですよ、というような認識に立っているんで、そういう考えを持つのはよくない、間違っているんですというというような主張をこちらはしております。

続いて**スライド6**からは話が変わって、今回の省令というのは国会による立法に基づいていないんですよ。国会の議論に基づいていないんですよ。つまり、電気事業審議会基本政策部会という集まりがあるんですけど、そこで決められたことによって省令が改正されたので憲法違反だ、こういう主張をしています。国のほうはこの裁判において、私たち国民が広く負担しているという公益的課題に関する費用であれば託送料金に上乗せして、私たち国民から徴収しても構わない、そういうふうに主張している。その理由として、**スライド6**に3つ掲げていますけれど、こういうようなことをしていいんですよということが電気事業審議会基本政策部会で確認された。あと電気事業法もそういうことをしていいんですよ、ということを想定

している。あとは国会においてもそういうことを踏襲することができるんですよ、というような答弁がなされている。だから何でもかんでも需要家から回収していいんです、そういうような主張をしている。それに対して反論しています。

まず、**スライド7**なんですけれど、電気事業審議会政策部会で確認されたと言っても、あくまでここでは意見を述べることができるに過ぎないんですね、だからそういうような参考意見を述べる部会、こういう会合で決められたからと言って、国会で決められていない以上、国民の権利を制限したり義務を課したりしてはいけません。そういうものではなく、諮問機関で決められたからと言って、国民の権利を制限するためには国会の立法、議論に基づかなければいけない。それが民主主義の原則であって被告の主張は的外れですよ、そういうふうに反論している。

2つ目、電気事業法については**スライド8**。電気事業法には託送料金制度について規定しているような条項はもちろんありません。同じく適正な原価であったら、何でもかんでも含めてもいいですよ、というような規定も当然、電気事業法の中にはありません。あと今回問題になっている賠償負担金、廃炉円滑化負担金というのは、福島第一原発事故後に議論がされたものになっています。それなのに、いまから何十年前か分かりませんが、随分昔の話ですが、昭和39年に制定された電気事業法が、当初から福島第一原発事故で賠償負担金があるというようなことは当然、想定していなかったはずなので、電気事業法が賠償負担金とか廃炉円滑化負担金も含めていいですよというような想定をしているとは到底考えられない。電気事業法も到底そんなことは想定していなかったということを**スライド8**で言っています。

あと**スライド10**なんですけど、国会で託送料金に何でも入れていいんですよというやり取りは確かにされているんですけど、あくまでもそれはただの質疑応答に対する答弁で、国会できちんと議論されたわけではなく、国会が決議された法律で決められたわけではありませんので、それだけで正当化されるものではないというふうにしています。そういうことから、結局国のほうは何ら法律の根拠なく、今回国民の権利を制限するような省令改正を行っているので、憲法41条違反、電気事業法に違反している。国の主張は間違っているんですよ、と述べています。

スライド14以下、ここからまた次の議論で、国は今回の省令改正というのは手続きを定めたものなんです。だからこの省令によって皆さんの権利義務を制限したものではない、徴収義務は約款で定められたものなので、この省令自体では私たちは何の権利制限もしていませんよというような主張をしているんです。

それに対して**スライド15**以下でいろいろ反論をしています。最初に、賠償負担金とか廃炉円滑化負担金とかは電気事業法のどこにも規定されていません。そういう定義すらない。あとは施行規則の文言なんですけれど、一般送配電事業者は接続供給の相手方から賠償負担金とか廃炉円滑化負担金を回収しなければならないとされており、明らかに文言上の回収義務が定められており、国の主張は文言の内容からも反しているというふうに主張しました。

スライド17なんですけれども、国のほうは別の個所では、どのような費用が適正な原価であるかといったことについては、経済産業大臣の専門技術的な裁量

がありますよ、そういうような主張をしている。ここはちょっと分かり難いかもしれませんが、権利を制限するので、どのような費用を原価に入れてよいかというのは、経済産業大臣が広く決めることができますよ。経済産業大臣にそういうような裁量がありますよということは、当然国民の権利義務を制限するからそういうような裁量を与えられているのであって、ただの手続きを定めているだけだったら経済産業大臣の裁量なんか出てくるはずはないんです。ですから、こういうような手続事務を定めたものなんですよ、というような主張は経済産業大臣に裁量があるという主張と完全に矛盾しているので、国の主張自体おかしいんじゃないですか、というようにことを主張している。

スライド18なんですけれど、そもそも託送制度というのは賠償負担金とか廃炉円滑化負担金、これを需要者、国民から広く徴収していくことを目的に作られたんですね。そうすると当然、一般送配電事業者は小売電気事業者から賠償負担金とか廃炉円滑化負担金を回収しなければいけないし、国民からもらうのであれば、小売電気事業者も国民や需要者から広く回収しなければ託送制度の前提が成り立たない。なので、手続事項を定めたものですよと言っているが、託送制度が定める国民から公平に徴収するのだという主旨からしても大きく矛盾しておかしいんじゃないか。以上のようなことから、本件規則によって、これは回収義務を負うものではない、手続事項を定めたものであるという国の主張はあきらかに誤っている。どう考えても間違っている、そういうことを再度主張しました。

スライド21以降、ここは被告の第3準備書面に対する簡単な反論を予告的に述べたものです。国のほうは第3準備書面で私たちグリーンコープのほうは原告適格がありませんよと、今回の処分とは無関係なんですよというように主張をしていました。けども、過去の最高裁判例を見てみると、処分の名宛人、つまり処分の直接の相手方でなくても、その国の行為によって権利を制限されるものであれば、直接の名宛人でなくても、原告適格はありますよというのが過去の裁判の流れになっています。今回私たちは経済産業大臣がした認可によって託送料金の約款が変更されて、最終的に九州電力送配電に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を支払わなければならない、そういう支払義務が課されていますので、過去の最高裁判例からすると、原告適格が認められるのは当然なんですよ、ということを最後のスライドで表現しています。この点についてはまだ私たちは正式な書面を出していないので、次回までにきちんと準備書面を出して反論していきますよ、という予告を最後にして終わったということです。

以上準備書面の要約などで一部難解なところもあるかと思いますが、意見陳述の主な内容は以上ようになります。簡単ですけど以上で終わります。

小島：原告適格のところちょっと説明させていただきます。今日聞いていて難しく感じたところは、まず「名宛人（なあてにん）」という言葉がいきなり出てきたことだと思います。名宛人という言葉と、権利義務の制約を受ける人、直接権利義務の制約を受ける人というのが出てきてですね、なんかこれよく分からないですよ。名宛人というのは簡単に言うとですね、行政が処分します、その処分するときに誰それ様というふうに相手側として明記されている人を名宛人というんです。名前の宛先

の人という意味なんです。名前の宛先の人のことを名宛人といいます。

では、処分の相手方以外でその処分によって直接権利義務に関わることがあるんですか、というのが普通に考えると疑問に思うところだと思いますが、実は結構よくあるんですね。実はですね、これもまた専門的な話なので、できるだけ分かりやすく話しますが、行政処分の中には「人に対する処分」と「物に対する処分」というのがあるんです。「誰それさんは何々してはいけません」という、もしくは「何々することができます」というのと、「この土地に何々していいです」という処分があるんですね。「この土地に何々していいです」という処分の典型例としては、例えば建築確認というのは建築主という概念はあるんですけど、建てる予定地にこういう建物を建てていいですよという処分なんです。

あと、例えば道路を行政が通すというときに、この土地を収用しますよというときに、この土地を事業用地として事業認定しますよというときも、この土地が道路用地になりますということだけの認定で、そこには誰が所有者とか誰が権利者かということはまったく書いていない。ですから今、言ったような建築確認とか土地収用の事業認定とかは対物処分、物に対する処分ということで名宛人が無い処分なんです。名宛人が無い処分に関しては、名宛人が無いから義務が発生する相手がいないかということではなくて、例えば事業認定の処分を受けると、その土地の所有者は普通は、その土地にどんな建物を建てることも自由にできる、もちろん建築基準法の範囲内ですけど、建築基準法の所定の手続きを経れば所定の範囲で建物を建てることできるが、事業認定をされてしまうと原則として全ての行為ができなくなる。それだけではなくて、土地の形質の変更とか、例えば土地の上に盛り土をしたりとかですね、土地の中に自分で道路をつくってみたりとか、一つの区画を二つに分けたりとか、そういうことが一切できなくなる。道路用地ですから、将来道路になるから余計なことはしてはいけませんよ。そうすると明らかに事業認定をされることによって、その人は権利の制限を受けますよね。ですから、明らかに権利の制限を受ける人は当然に原告になれるというのが長年にわたっての裁判所の判例なんです。一番典型的で分かりやすいのが、土地収用の事業認定の例。事業認定というのは明らかに名宛人が無い処分なので、名宛人が無い処分なんですけど、その土地の権利者・所有者と、あと建物などを建てている借地人などがそれに当たりますけれど、そういう人は直接権利義務の制約を受けるということで、原告に当然なり得る。これはもう当たり前過ぎてですね、議論なく当然認められてきた話なんです。

平成25年(2013年)の判例というのは何かというと、共有の土地があって、共有者の一人が税金の滞納をして税金を払わなかったことで、滞納処分で税務署に差し押さえを受けた。その場合にその差し押さえを受けたのはその人の持ち分だけなんですけど、他の人の持ち分のところも当然それによって制約が発生する。そうしたら、元の処分が適正かどうかということを争う権利が他の共有者にも発生するよ、ということをも認めたのが平成25年の最高裁の判例なんです。だからある処分がされると、そのことによって当然権利義務の変動が生じる。それについては争う権利があるということ。

今までのところ、分かりましたか。名宛人という表現と処分によって権利義務を制約されるという概念の間に違いがあるとうこと。一番典型的なのは、名宛人が無い処分があるので、そうしたときは名宛人では無いけれど、それによって権利義務の制約を受けるということを前提にしないと、まったく訴訟ができないということになりますので。

本件の場合はどうなんだということなんですね。本件の場合、基本的な仕組みとしては、託送供給約款というのがあって、それに則っていくらいくらの託送料を払いますという約束をしている。それを値上申請するときは、値上げしたいということを経営者が決めて、それを国が認可するということによって、その値上げが法律上の効果を発生する。普通契約というものは、双方の当事者の合意によってのみ内容が変わるものですから、供給を受ける相手方と供給する一般送配電事業者の間の託送供給契約というものは、双方の合意で値上げしたいんですけど、これでどうですかという形で、よっしゃ、分かりました、いいですよ、といって初めて値上げできるというのが普通なんですけどね。ただそれをやってしまうとこういう事業者の場合は、一般送配電事業者というのは、Aさんは呑（の）んでくれたから高くするけどBさんは呑（の）まないから安くする、ということをしてはまずいわけですよ。皆に同じように掛かる経費である以上は、皆に同じように扱わなきゃいかん。そうすると個々に同意をして契約をするということに代えて、事業者が勝手に決めるんだけど、勝手に決めたことが正しいかどうかを役所が判断して、役所が正しければそれで認可する。認可した瞬間に契約の内容が変わるという仕組みなんですね。そういう点では相手方の合意なくして一方的に値上げするということになるので、明らかにこの認可によって権利内容が変わる。これは元々の契約をしている当事者の権利内容を変えたいよ、ということを経営者が行政機関に申請すると行政機関がそれに対してOKです、と言うと内容がポンと変わるということがあるので、我々としてはその処分によって直接権利義務が影響を受ける当事者にグリーンコープでんきが当たるという解釈です。

平成25年の判例が前提となっている考え方の範疇に当てはまる、というふうに思っていて、おそらく裁判所も同じように考えているんですが、被告のほうは今回何を言ってきたかという、裁判所が被告に何か書面を出してくださいって言っていました。これは何かというと、託送供給契約の認可というものが法律上の性格として認可することによって、当然に法律関係が変化するものではないよ、ということを経営者が言うとして、いくつかの論文を引用している。その内容としては、2つの論文を引いていて、船田さんと中川さんという2人の学者の論文です。ちょっとずれていると思うのが、論文の引用の仕方が間違っていると思うのです。船田先生の論文では何を言っているかという、この供給約款の効力というのは、どういう時点で効果を発生するかという、供給約款を行政が認可した時点では効果は発生しません。それに基づいて供給契約を締結した時点で初めて効果が発生しますということです。これは要するにどの場面を想定しているかという、今回のようにすでに契約関係に入ったあとで変化する場面ではなくて、例えばグリーンコープでんきができて、最初にこの小売電気事業を営もうというときに託送供給約款を締結しな

やいけないですよ。その約款を締結する場面ของときに向こうの方で認可を受けた約款がありますから、そういうふうにこれ判子を押してくださいと。確かにその約款の効力が及ぶのは判子を押した瞬間なんです。それまでは契約に入っていないからですね。それまで契約に入っていないから最終的に判子を押したことによって契約の効果が発生しているのであって、経済産業大臣が認可をしたことによって効果が発生しているのではなくて、一般送配電事業者と小売電気事業者が契約を締結したことで効果が発生するのである。この論文は何ら間違っただことを言っているわけではないんです。何が間違っているかというところ、適用する場面が間違っているんです。要するにこれは新しい契約を締結するときの流れとしてはそうなんです、すでに契約を締結している人との関係はどうするかというところは別の問題でしょと。このところが間違っている。

もう一人中川先生が挙げているのは鉄道事業の運賃認可の問題で、これも同じ話なんです。みなさん鉄道に乗るときに、普通の鉄道の契約は、いま言ったような新しく一般送配電事業者と小売電気事業者とで契約を締結する場合と同じなんです。その都度その都度、鉄道を利用する際に契約を締結しているわけです。だから当然のことながら契約を締結して初めて効果が発生する。しかも、鉄道の認可というのは、鉄道料金の上限を認めるということで、実は鉄道はこれだけ上げていいよというところまで行政が認めて、国土交通大臣が認めて、国土交通大臣が認める範囲内で鉄道事業者が上げてそれで契約をする。定期の場合はですね、既存の定期を使う場合は、そのままで次に定期を購入した時点で変わるので新しい契約を締結する。このように、形態が違場面の話をしているわけで、この2つの中川さんと船田さんが言っている論というのは論文をもう一回精査して、ここで言っている場面と今回の場面は違いますよね、という話をきちんとしていかなければいけない。

国がする議論として、国というのは物事をよく理解してですね、事案に適した主張をすべきだと思うんです。違場面を持ってきて、こういう事案ではこうだからこうなんだというのは素人さんがするのならまだ分からないでもないけど、素人さんでない、ある程度彼らが言うところの専門性を持っている方々が、そういう主張をされるのは如何なものかと思ひますけれど、こちらとしてはそういうことを言っているということを理解したうえで、次回反論していこうと思ひています。簡単に言うと被告の主張は的を射ていない、ということになります。

国はそのうえ、さらに何か追加したいと言っていた。一体何を追加したいと言っているのか思わず言ってしまいましたけれど。これ以上一体、何を追加するのだろうかと思ひ正直に思ってしまっ。無駄な時間を費やさないでほしいということをやると、裁判所は「うんうん」と言っていた。そういうことなんです。

進行：12時40分で北古賀弁護士が退席されますので、一言お願いします。

北古賀：先ほど団長が言われていましたように、通常弁論期日は何をやっているのか分からないというものなんです、逆に言うと、こうやって皆さんに法廷で傍聴席に座っていただいているからこそ、こういう説明する実質的な口頭主義がこの事件ではされていると思ひています。逆に段々傍聴する人が減ってくると、別に今まで通りにやっていいんじゃないかと本当に形式的なことだけになってしまうので、そうする

とさらに傍聴に行ってもおもしろくないから行かないと、負のスパイラルが始まってしまうので、次回は先ほどもぎりぎりのところで法廷が使えるということになりましたので是非また傍聴していただいて、それは我々の力にもなるところでもございますので、引き続きご支援いただければと思っています。以上です。

進行：それでは他の弁護団の方から何かありましたらお願いいたします。

篠木：弁護士の篠木です。小島先生からご説明があった当事者適格の話なんですけれど、その議論と、立法に基づかずにこういう費用を徴収するのはおかしいんじゃないかという議論は、場所（場面）が違うんですね。

当事者適格とは間口の問題なんです。そもそもそういう訴えをあなたたちはできないでしょうという反論で、国はその場面でまずは闘おうとしています。しかし百歩譲ってそういう訴えができるとしても、やっぱり理由（根拠）が無いでしょと国がさらに反論している。場面がちょっと違うんですね。結局、当事者適格が無いとなると、訴え自体が不適合だっていうことで却下になるんですけど、他方、当事者適格が有ると訴えそのものは適合だが、訴えの内容を精査して理由が無いということで敗訴するという場面の違いです。相手側としては、二正面作戦、つまり二つの場面で一生懸命勝負を仕掛けてきているということなんです。まあ国も必死だということだと思いますね。

進行：ありがとうございます。

弁護士A：そのことは、先生が指摘されているようなことですが、難しい議論がずっと続く、裁判が事実上そういうところで、また構造上もややこしくてそれを紐解いていくと何か意図的にそういう仕組みになっているんじゃないかなと見えなくもないところなので、徐々に焦点が絞っていけば少しずつ分かっていくのかなと思っています。次回以降もよろしくお願いいたします。

進行：ありがとうございました。それでは質疑応答に移りたいと思います。質疑は一問一答形式でお願いしたいと思います。挙手されてからお願いします。

記者：まず先ほどご説明いただいたところの確認なんですけど、権利制限を受けるという表現がありましたが、要は託送料金の中に負担金を入れ込んだような料金の支払義務を負うということと同義だというふうに思っ構わないんでしょうか。

馬場：はい、そのように理解していただいて構いません。

記者：今後のスケジュール感なども含めて伺いたいんですけど、先ほど法廷で国から原告適格への反論に関する第3準備書面をいただきました。ここは主に原告適格に関することで、原告側はそれに対する反論は用意していると。これは実質的な議論としては終えていると言ってよいのか。あと今後、次回9月に期日指定をいただいていますけれど、それ以降、どういうスケジュールで流れていくのかの見通しを教えてくださいたいのですが。

小島：多分、実質的な議論は終わっているという認識ではなくて、次回までに国がやるのは、原告適格の補充だけではなくて、本案といいますか、違法性があるかどうかという本体の反論もするという事になっています。だからこちらが出した書面に対する再反論の書面が出てくるという認識です。それで、その後どうなるかということですが、なんとも言い難いところがあるのですが、基本的には向こうの再反論

が出てくるとですね、これは事実には争いがあるというよりも法律解釈論の話が中心で、やたら法律解釈をやっているの難しい感じがするのですけれども、イメージ的に言うと向こうが再反論してきたら、こちらも再度反論してもう一往復して終わりかなというくらいという感じはあります。そうすると今度の9月の次の11月か12月の初めに入って、早ければ来年の1月か2月くらいに審理自体は終わる。判決言い渡しが最終ありますが、そういうような感じになると思っています。

記者：証人尋問とかそういうようなことの予定はされないんですか。

小島：特に今のところは考えていないんですけど。関係者の皆さんと相談して。今のところは考えていないという感じです。

記者：最速で年度内という。

小島：そうですね、すごく早いと年度内という可能性はないわけではないという感じです。

記者：分かりました。ありがとうございました。

進行：ありがとうございました。それでは他の方、何か質問ございましたらお願いいたします。

参加者：傍聴をさせてもらいましてかなりやられているなという感じがしました。正直ですね、現行法で勝負したらいけないのではないかなというのが実感としてあります。結局、原発の犯罪とかですね、電気事業に関して総合的に変えていかんとこれはもう勝負にならないですよ。今のまんまだと潰される、負けちゃうというのを現実と感じた。どういうふうに思われますか？

馬場：私たちのほうでは、弁護団のほうで、一番最善になるのではないかなという主張、立証方法を尽くしてこれまで議論してきて準備書面等の準備をしてきたつもりです。もともと行政訴訟というのは難しいという面はありますけれど、その中で私たちができることを、一番最善の方法でやってきたということだったんです。もう少し、こちらのこれでは不味いという具体的な理由があったら教えてください。

参加者：行政を動かさないと多分、どうにもならないと思うんですよね。グリーンコープがやっている事業がすばらしいので、そこを全面的にピックアップできればいいなと思うんですよね。それか、政治家をつくるとかね、そういうことになるんじゃないかなろうかと。貴方がなったらいいんじゃないですか。

馬場：お答えになっているのか分かりませんが、グリーンコープ、私たち弁護団はこの裁判と並行して、いろいろな各種の運動のほうも行おうとしているし、中には動いていらっしゃる方もいらっしゃるかなというふうに考えています。だからこれからだけでなく、政治家の方にもですね、こういうような裁判をしていますよとか、こういう活動をしていますよとかいうのを広くしているつもりだったんです。私自身が政治家になるかどうかは分かりませんが、私たちとしては、この裁判のみならず広く広報活動も一緒に積極的に頑張っていくということで考えています。

参加者：今日の裁判所での話を聴いていて、これはかなり難しい裁判なんじゃないかと。檢察のほうもずいぶん国が強いですよ。そうそう勝てない。日本国がですね、原発事業に関して随分推進しているんです。こういうことを日本という国がやっているのので、だから勝てないんだと思う。だから皆でもうちょっと「エコな社会をつくりだしましょう」と言うと、多分いろんなことが変わってくると思うんですね、で、

その先頭に立っているのがグリーンコープなんじゃなかろうかと。

東原：ありがとうございます。一言ご案内と説明をしておきたいと思います。おっしゃっているように、如何にしてこの裁判も一つの媒介口とした上で、どうやって原発そのものを無くしていけるのか。脱原発という社会をどうつくっていけるのかというのをベースにおいて、グリーンコープとしての取り組みを今後も頑張りたい。そのうえで、今回のこの裁判という意味で言うと、裁判に盛り込む根本的な事柄は、本来国民の権利義務に関わるようなことを経済産業省の大臣の一存でやってはいけない。それは国民の権利を損なうものであるという一点に関して是非、問うていこうという裁判です。そしてその点言えばですね、4年前にグリーンコープで検討を始めたときに、なかなかここまで議論も調査も至っていなかったので、今日おられる弁護士の皆さんのどなたも、裁判そのものの見込みは難しい、行政訴訟、国を相手にということで本当に勝てるか、いや勝てる以前にもう1回で門前払いされてしまう可能性も大いにありますよ、というところからの議論でした。4年間議論と調査を進めていただいて、おっしゃっています通り、かなりこの裁判自体の勝ち目、手応えもゼロではなくなっているという認識です。小島先生がさっきおっしゃったように、国たるものがですね、今回定めている省令は、ただ単に回収の手続きを示しているものです、みたいな、本当に誰でも「え？」って思えるような反論しかできないぐらいに、この2つの負担金を省令で定めているというのは、国に、瑕疵が、失敗が、あるのではないか、そしてそういったものは、大体見過ごされたり、やり過ごされたりすることが多いけども、今回私たちはその点を明確に問題として出すことができた。法律上、大いに言っていけるぞというふうに、いまなっているところです。だから、おっしゃっているようなことも併せて、裁判もかなりいい感じで進んでいるんだという思いでいるということはご説明だけさせてください。

小島：一言だけ説明しますと、この間、原発を延命させるためのいろんな制度があってそれを電気料金として徴収するというのはおかしいのではないかとかということで検討してきました。そうしたところ、2017年に突然、この今回問題になっている賠償負担金と廃炉円滑化負担金というのが出ました。本来であれば、いま、東原さんが言われたように、国が国民にお金を負担しなさいということを義務として課す場合にはですね、国の法律に依らなければいけない。法律というのは、形式的意味の法律と言うんですけど、国会でつくる法律に依らなければ国民の権利義務を定めてはならないというのが民主主義国家の大原則なんですね。ところが、今回の賠償負担金と廃炉円滑化負担金は、その国会の手続きをすっ飛ばして経済産業省だけの判断で負担をかけたということなので、これは相当いける可能性がある。形式的なところで向こうは非常に大きなミスをしてしまった。このところでこちらが勝訴する可能性が高いということで、いまこの裁判をやっているんです。ですから大きな流れで見ると脱原発を進めるためにはどうしたらよいかというのがあるんですけど、その中で今回経済産業省がやった大きなミスというか問題点、そこのところがかなり明らかなものですから、明らかな問題点について問うていこうと。民主主義という大原則、憲法に書いてあるんですけど、そこの違反だということでもやましようということをやっています。ですから、そういう点ではこの裁判は逆に言う

とそういうところでやっていますから、政策論議を本格的に裁判所でやると裁判所というのはすごく嫌うんです。ですからそこに持っていくということはあまり考えていません。ですからそこに持っていかずに、形式のところで勝ち切るという次第です。

参加者：承知しました。

進行：ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にご質問などありますでしょうか。

東原：よもやま話ですけど、今、小島さんがおっしゃったように、内容を絞って出しています。4年間グリーンコープで検討してきて、いっぱい言いたい書きたいことがあります。今回がいいチャンスじゃないかと粘ったんですけど、いや勝てる内容で行くということで、言いたいことはかなり抑えている様子です。

進行：他にございませんようでしたら、これをもちまして記者会見を終了いたします。どうもありがとうございました。それでは引き続き報告集会を開催いたしますので、お時間のある方はぜひ残っていただけますようお願いいたします。

以上